

(沿革 子政第293号令和元年7月26日子ども生活福祉部長決定

子政第730号令和2年3月3日改正)

沖縄県子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ支援事業）実施要綱

(目的)

第1条 生活が困窮している子育て世帯の子どものうち、大学進学への意欲が高く、成績や生活状況は良好であるが経済的な事情により進学塾等へ通うことができない高校生を対象に学習支援を行い、難関大学のチャレンジを支援することで、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ支援事業）（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

(事業の実施等)

第2条 本事業は、沖縄県が委託する進学塾や予備校等（以下「進学塾等」という。）で実施する。

- 2 本事業の受託を希望する事業者は、別に定めるところにより、企画提案書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく企画提案書が提出された場合は、その内容を審査するため、別に定めるところにより選定審査会を開催し、同審査会の審査結果を踏まえ、本事業の受託者を決定するものとする。

(事業内容)

第3条 進学塾等は、次条で定める者へ次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 支援対象となる子どもへの学習支援
- (2) 支援対象となる子どもへの進学情報提供
- (3) 支援対象となる子どもを監護する親または養育者（以下「親等」という。）への進学情報提供
- (4) その他本事業の実施に関し必要な事項で、進学塾等において行う指導等

(支援対象者)

第4条 本事業における支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、県内に住所を有する者とする。

- 2 支援対象者は、次のアからウに掲げる要件のいずれかに該当する世帯の高校生で、且つエに該当する者とする。ただし、支援の申込みは、親等が行うものとする。

ア 親等が児童扶養手当を受給していること。

イ 親等が所在市町村の条例で定める住民税非課税世帯であること。

ウ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所している子どもであること。

エ 高校入学時から申請時までの評定平均（5段階評定の平均）が4.0以上。

ただし、宮古及び八重山圏域の生徒は、評定平均4.0未満の生徒も支援対象者とし、第6条第2項の学力等の確認の結果に基づき、支援の決定を行う。

- 3 支援対象者は、本事業の趣旨を理解し、進学に向けた具体的な目標、意欲及び能力をもち、親等と子ども双方が本事業による支援を受けること。

(申請手続)

第5条 本事業による支援を希望する者の親等は、次に定める書類を、申請書（様式第1号）に添付し、知事あてに提出するものとする。

ア 世帯員全員の住民票の写し

イ 支援対象となる子どもが前条第2項第2号に該当することを証明する書類

(支援の決定等)

第6条 知事は、前条の定めに基づき申請書が提出された場合は、第4条第2項の要件に該当するか確認し、要件に該当する者の応募者名簿を作成し進学塾等へ提供する。

2 進学塾等は、前項の規定により提供された応募者名簿に記載された者（以下「応募者」という。）を対象とした学力等の確認（学力等の確認のために行う試験及び面談等を行う。以下同じ。）を行う。

3 進学塾等は、前項の規定に基づき実施する学力等の確認の実施日を定めて、その日程を速やかに知事に通知するものとする。

4 進学塾等は、第2項の規定に基づき実施する学力等の確認結果を、速やかに知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の報告に基づき、支援対象者を決定するものとする。

6 第1項から第4項に関わらず、当該年度で支援を受けている高校1年生及び2年生で翌年度も継続して支援を希望する者の支援決定は、事業完了時に進学塾から提出される事業完了報告を第4項の学力等の確認結果と読み替える。

7 知事は、第5項の規定に基づき支援対象者を決定又は不承認とした場合は、応募者へ支援決定（不承認）通知書（様式第2号）を送付するものとする。

8 決定に必要な基準は別表1に定めるものとする。

(支援期間)

第7条 本事業による学習支援等の支援期間は、当該支援を開始した年度の3月15日までとする。

(申請事項の変更)

第8条 支援の決定を受けた親等及び生徒は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに申請内容変更届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(支援の終了)

第9条 支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を終了するものとする。

- (1) 支援期間が終了したとき。
- (2) 支援対象者から支援終了の申し出があったとき。

- (3) 県内に住所を有しなくなったとき。
 - (4) 本事業の応募書類及び添付資料に虚偽の内容の記載があるとき。
 - (5) 第4条第2項アからウの要件に該当しなくなったとき。
 - (6) 支援対象者が長期にわたる傷病疾病等により支援を受けることが困難と認められるとき。
 - (7) 第4条第3項に規定する具体的な目標を達成する努力を著しく怠っていると認められるとき。
 - (8) 学校感染症（インフルエンザ、麻疹、風疹等）による学校出席停止期間を除いて、1月に必要な出席数の半数に満たない（出席率50%未満の）状況が2ヶ月続いたとき。
 - (9) 進学塾等において、他の生徒の学習を妨げ、又は妨げとなる恐れのある行為を継続して行ったとき。
 - (10) その他本事業の支援を取り消すべき事由が発生したとき。
- 2 知事は、前項第2号から第10号の規定に基づき支援を終了した場合は、支援対象者の親等に支援終了通知書（様式第4号）を送付するものとする。

（費用負担）

第10条 本事業において支援対象者に対する学習支援等に要する費用は、進学塾等が委託費において負担するものとする。

（報告）

第11条 進学塾等は、毎月、支援月報（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（経理区分及び関係書類の保管）

第12条 進学塾等は、本事業に関する経理については、進学塾等の通常事業に係る経理とは別に区分し、管理するものとする。

- 2 進学塾等は、本事業に関する経費の収入及び支出についてその経過を明らかにした帳簿を作成し、当該帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月26日から施行する。
- 2 知事は、この要綱作成後3年を経過した場合において、この事業の実施状況を勘案し、この要綱の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行し、令和2年度の支援対象者から適用する。

別表 1（第 6 条第 8 項関係） 選考基準

項目	対象	配点		確認内容	確認方法
1 進学意欲	子	30	20	大学への進学に向けた強い意欲及び目的意識をもっているか。	面談等
	親		10	子の大学への進学に対する強い意欲をもっているか。	面談等
2 子の学力等	子	70	60	進学塾等で行う学力等の確認で優秀な者	学力等の確認
			10	就学状況（無届欠席、無届欠課、遅刻の回数等）	通知表の写し

※本表による点数の高い者から優先的に支援対象者とする。

※各項目の採点基準は、別に定める。